

大分県報

令和二年
号外（一〇一）
十二月十日

（木曜日）

目次

告示

家畜伝染病の発生……………
家畜等の移動の禁止又は制限……………

告示

大分県告示第七百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一六六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和二年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 家畜伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 家畜の種類
鶏
- 患畜又は疑似患畜の区分
疑似患畜
- 羽数
約一三、五〇〇羽
- 発生の場所又は区域
佐伯市
- 発生年月日
令和二年十二月十日

大分県告示第七百三十三号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動制限に関する規則（昭和三十年大分県規則第三十三号）第三条の規定により、次のとおり家畜等の移動を禁止又は制限する。

令和二年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥及びだちょうの家さん並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

二 禁止又は制限の対象となる区域

1 移動禁止区域

佐伯市宇目大字小野市、宇目大字重岡、宇目大字千束及び宇目大字南田原

2 移動制限区域

佐伯市直川大字仁田原、直川大字横川、本匠大字堂ノ間、本匠大字上津川、本匠大字山部、宇目大字大平、宇目大字河内、宇目大字木浦内、宇目大字木浦鉾山及び宇目大字塩見園並びに豊後大野市三重町大白谷、三重町中津留、三重町鷺谷、三重町奥畑及び三重町山部

三 期間

当分の間